



# 1億1,000万円を追加

## 市議会12月定例会

### 住居表示の条例なども議決

さる十月九日招集された市議会十二月定例会は、会期を七日以内と定めて審議が進められましたが、十五日金議案を原案のとおり可決して閉会となりました。

今回の定例会では、陳情四件、認定議案七件、補正予算案八件、条例議案二件、事件議案一件、報告一件、人事案一件、計二十六件が上程されました。

まず九日には、九月の定例会で文教民生常任委員会並びに建設常任委員会に付託されていた四件の陳情を各委員会の審査報告と併せて、また同じく九月の定例会で公営企業会計決算特別委員会に付託された継続審議となっていた昭和三十九年度水道事業会計及び市立病院事業会計の決算認定議案は委員長の報告と併せて認定されました。

次いで下水道処理場建設費にかかわる継続審議の精算報告が行なわれた。昭和三十九年度各会計決算の認定議案七件が一括上程されましたが、これらの議案は決算特別委員会へ付託され、閉会中の審査となりませんでした。

続いて昭和四十年年度一般会計補正予算案は、九月の定例会で、正予算案をはじめ、小田原市住居表示に関する条例など十二件の議案が一括上程され、市長の提案理由説明と事務局の細部説明が行なわれて第一日を終わりました。

十一日には本会議が再開され、九日に提案された各議案の質疑が行なわれた後、「町の区域及び名称の変更」など三件の議案については、委員会の審査を省略して原案のとおり可決し、他の九件の議案はそれぞれ関係の各常任委員会に審査が付託され、各委員会の審査の終了をまつて本会議を再開することにして散会となりました。

十五日には本会議が再開され、各委員会に付託されていた各議案の審査結果が報告され、質疑、討論ののち、いずれも原案のとおり可決されました。

引き続き公平委員及び固定資産評価審査委員会の選任については、同委員が上程されましたが、いずれも原案のとおり、公平委員

## 本年中に一部使用開始

### 下水道急ぐ下水

市では、市民のみなさん明るく健康的に快適な生活をしていただくため、昭和三十四年から下水道事業を進めておられます。

下水道の敷設工事は、昭和四十年年度末において計画延長の約五二%にあたる三万二千百餘を終わる見込みです。

一方、昭和三十九年十一月市内今井地区において着手した終末処理場の建設工事は、四十年年度末の完成をめざして沈砂池の建築仕上げ、最初沈んで池、滅菌池等の築造とこれに付帯する機械、電気運送等の工事を急いでおり、四十年中には、簡易処理が可能なと見込まれる敷設が完了しました。

一部地域では、本年中には「くみ取り便所」から「水洗便所」に切りかえられ快適な文化生活ができるようになります。

しかし、この下水道事業完成までには多額の費用を必要とします。

## 農業用水の水利権

### 三月末日までに届け出を

河川法の改正によって農業用水の水利権が届け出制になりました。本年三月末日までに届け出を済ませなければなりません。

小田原市内の農業用水には、二級河川として幹川(森戸川、酒匂川、山手川、早川、第二支川)狩川、第三支川(仙石川、要定川)が指定されています。

一級河川は、県知事が管理しておられますので、届け出は県知事事務所にあります。

この用紙に所定の事項を記入し、小田原土木事務所総務課に提出してください。

なお、届け出の際は印鑑をお持ちください。

※不明な点は、届け出機関でおたずねください。

## 市に一部を移管

### 中小企業合理化機械の特別償却事務

中小企業合理化機械の特別償却事務については、従来から東京通商局又は県庁工業課が取り扱ってまいりましたが、昭和四十年十一月から県が取り扱ってまいることになりました。市の担当課は経済部工課商工課です。

この特別償却制度は、工業振興と産業設備の合理化を促進するため、中小企業が機械設備に投入した資本の早期回収をはかることを直接のねらいとして、昭和二十六年度に制定されたもので、中小企業が、大蔵省の指定した機械や装置を購入したとき、普通償却のほかに取得価格の三分の一の特別償却が認められます。

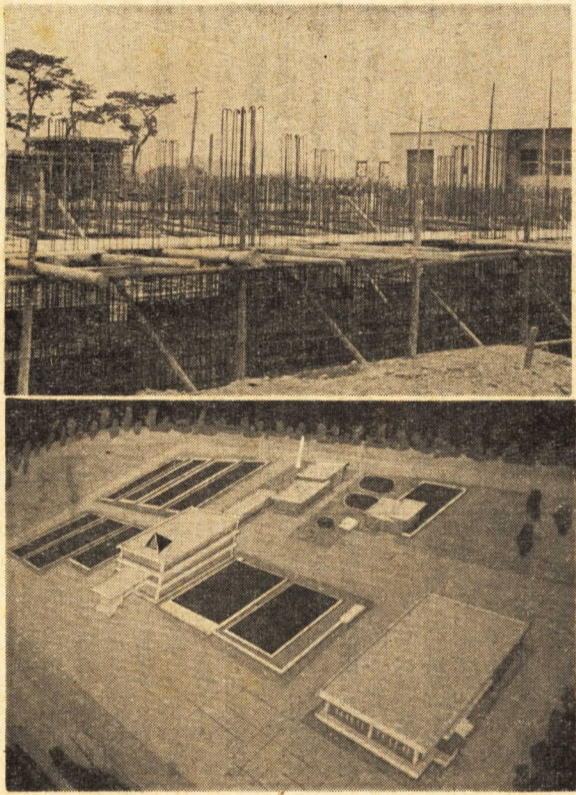
次に該当する企業は、市の商工課商工係と相談の上特別償却の申請手続きをとってください。

対象 ① 青色申告書を提出している法人、または個人であること

② 法人の場合は資本金または出資金の総額が一億円以下かつ常務従業員が千人以下であること

③ 取得機械は、大蔵省の指定期間内に、企業事業年度に最近、石油コンロ、石油ストーブなどが多く使われていること

これに伴い、燃料も大量に使用されるようになり、一般家庭でも



## 大量の保管は届け出を

### 石油コンロ・石油ストーブなどの燃料

ドラム缶で購入し保管している石油コンロ・石油ストーブなどの燃料は、大量に保管している場合は届け出をしなければなりません。

このように大量に燃料を保管している場合は、届け出をしなければなりません。届け出をしない場合は、罰金が課せられることとなります。

このため火災予防の観点から、届け出をしなければなりません。

この届出は、許可または届け出が必要で、一年以下の懲役、または十万円以下の罰金、届け出をしない場合は、三万円以下の罰金が課せられることとなります。

さらに、定められた以外の場所で保管をしていても罰せられませんが、火災発生の際、思わぬ事故にもなりますので、十分注意してください。

なお、これらについてはご相談は、消防本部消防課予防係(電話 24919)へ。

## 投書について回答

昨年末一市民から歩道に品物を並べている八百屋さんがおり、迷惑であるとの投書がありました。係では早速、指名の業者につき注意していただきました。市では昨

## 被保険者証に修正票を

十一月の広報おだわらでお知らせしましたとおり、国民健康保険の給付率が改められ、一月一日から世帯全員に対して七割給付が実施されることになりました。

## 被保険者証に修正票を

このため、現在使用している被保険者証の表紙の一部負担金の割合を修正しますので、修正票を提出していただく必要があります。

この修正票は、すでに各自治会を通じて被保険者の世帯へ配布されております。

また、お手元に修正票が届いていない場合は、自治会または市役



## 新年「書と生け花」展

書と生け花をとりあわせ、美しく展示しましたので、皆様ぜひご覧ください。

期 元旦～1月15日  
場 天守閣中4階  
賛 小田原書道連盟  
小田原華道協会

## 農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

市の選挙管理委員会では、さる12月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿を調製しましたので、次の期間中にお見せいたします。

縦覧期間 昭和41年1月20日から  
昭和41年2月3日まで  
毎日 午前8時30分から午後5時まで

縦覧場所 市役所内選挙管理委員会室及び各支所



## 昭和41年 消防始式

日時 1月11日 9時～12時  
場所 お堀端通り

小田原市消防本部、消防署、消防団







